

奈良県訓令第五号

各部課室

各出先機関

奈良県政策統括官の掌理する事務等に関する規程（令和五年三月奈良県訓令第八号）は、令和五年七月九日限り廃止する。

令和五年七月七日

奈良県知事 山下 真